

香港への農林水産物・食品の輸出  
に関するカントリーレポート  
(茶)

2025年12月

香港輸出支援プラットフォーム

## 目次

1. 基本情報とその背景
2. 輸入状況と近年の動向
3. 小売業界の動向
4. 小売価格
5. 流通経路
6. ルール・規制
7. 参照

## ◆1. 基本情報とその背景◆

香港では「飲茶」の際には、主にプーアール茶やウーロン茶などの中国茶が飲まれている。中国茶は、オフィスや家庭でも日常的に飲まれており、来客の多い現地企業の中には、お茶を顧客に進呈するのを仕事とする「ティーレディ」がいる場合がある。香港の飲料メーカーは、中国茶の茶葉からペットボトル飲料を製造しており、それらはスーパーマーケットやコンビニエンスストアで販売されている。また、香港には「茶藝」と呼ばれる中国茶や茶器の専門店があり、日本の茶道を好む人々が千利休や売茶翁を敬うように、中国の茶文化発展に寄与した文筆家「陸羽」を敬う中国茶愛好家がいる。このように、香港において中国茶は人々の生活の中に浸透している。



<写真：（左）広東料理「船記<sup>1</sup>」の飲茶 / （右）ペニンシュラホテル<sup>2</sup>で販売される中国茶（筆者撮影）>

また、香港は、1997年に中華人民共和国に返還されるまで英国の統治下にあったので、紅茶に代表される英国の食文化の影響を強く受けており、香りが高く濃厚な味わいのあるミルクティーを好んで飲む習慣がある。ホテル内でのアフタヌーンティーでも、香港式のカフェでもミルクティーは飲まれている。また、昨今では、「貢茶（ゴンチャ）<sup>3</sup>」などのバブルティー専門店でも「天仁茗茶<sup>4</sup>」のような中国茶専門店でも、紅茶ベースのバブルティーが販売されている。



<写真：貢茶（左） / 天仁茗茶（右）のバブルティー（筆者撮影）>

1URL : [https://guide.michelin.com/hk/zh\\_HK/hong-kong-region/hong-kong/restaurant/ship-kee](https://guide.michelin.com/hk/zh_HK/hong-kong-region/hong-kong/restaurant/ship-kee)

2URL : <https://www.peninsula.com/ja/hong-kong/5-star-luxury-hotel-kowloon>

3URL : <https://www.gong-cha.com>

4URL : <https://www.facebook.com/TenRensTeaHongKong/>



<写真：（左）リッツカールトンホテル<sup>5</sup>のアフタヌーンティー/（右）香港式カフェ「富華冰室<sup>6</sup>」のミルクティー（筆者撮影）>

また、「A-1 ベーカリー<sup>7</sup>」などの一部の日系ベーカリーでは、香港で製造された、新鮮で賞味期限の短いペットボトル入ミルクティー（低糖）が販売されている。

このように、香港では紅茶も香港の人々の生活に浸透している。



<写真：A-1 ベーカリーの店舗で販売されるミルクティー（棚3段目）（筆者撮影）>

さて、2024年に香港へ輸入された茶葉の中で紅茶が占める割合は、金額では全体の57.0%（4.6億香港ドル）、数量では全体の64.0%（8,320トン）であり、茶葉の種類の中で最も多い。（表1参照）ちなみに、この表にある「緑茶」は日本産緑茶とともに龍井茶（ロンジンチャ）などの中国産緑茶も含まれている。また、この表には、ハーブティーや黒豆茶などのように茶葉や茶の茎ではないものを原料とする茶葉は含まれていない。

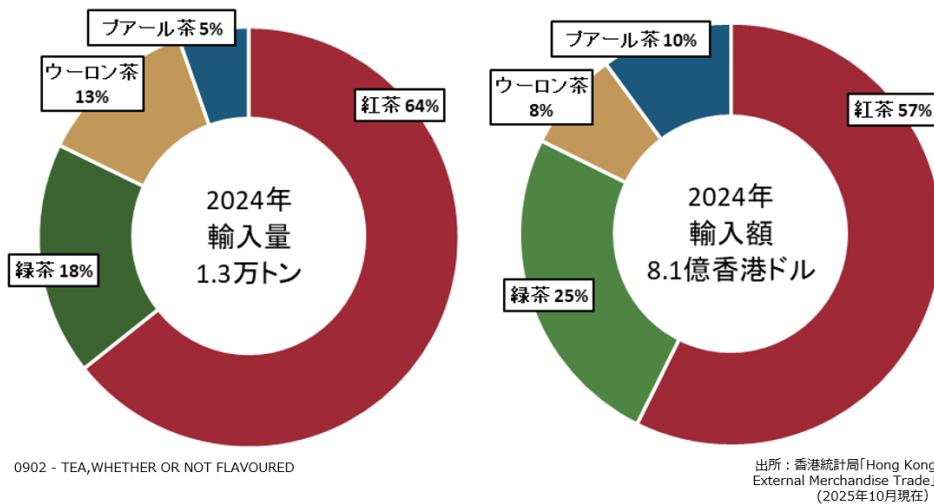
なお、当レポートでは、主に香港における日本産緑茶(茶葉)の状況と、それに関わる香港の茶葉の状況をレポートする。また、いわゆるボトル入り飲料としての茶については品目レポート（清涼飲料水）でレポートする。

5URL : <https://www.ritzcarlton.com/en/hotels/hkgkw-the-ritz-carlton-hong-kong/overview/>

6URL : <https://www.openrice.com/zh/hongkong/r-富華冰室-銅鑼灣-港式-r852489>

7URL : [https://www.a-1bakery.com.hk/zh\\_HK/](https://www.a-1bakery.com.hk/zh_HK/)

表 1：香港に輸入される茶葉の内訳



◆2. 輸入状況と近年の動向◆

\* 参照：茶の定義

09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）		
0902.10	－ 緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		
	100	－ 粉末状のもの	KG
	900	－ その他のもの	KG
0902.20	－ その他の緑茶（発酵していないものに限る。）		
	100	－ 粉末状のもの	KG
	900	－ その他のもの	KG
0902.30	000	－ 紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	KG
0902.40	000	－ その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	KG

香港では茶のほとんどを輸入に依存している。

近年の茶の輸入状況を見ると、コロナ禍の2021年をピークに、2022年以降は年々減少し、2024年は上位1位である中国からの大幅な輸入の減少（前年比で金額62.7%減・数量40.9%減）の影響を受け、2024年は全体では金額で前年比45.6%減の8億955万香港ドル、数量では同19.2%減の13,418トンであった（表2参照）。主要輸入相手国は、中国とスリランカで、この2カ国の輸入額合計は全体の72.0%を占め、数量では同67.9%と大きなシェアを占めている。

一方、日本は金額・数量ともに3位である。日本から香港に輸入された茶は、緑茶だけではなく抹茶や粉末状ほうじ茶も含まれている。日本産茶の輸入は、近年の抹茶やほうじ茶の人気を受け、2024年の場合、金額で全体の7.4%、数量で同17.1%を占めている。

日本から香港に輸入された茶は2021年をピークに、コロナ禍感染拡大によって月餅やギフト需要が減少したことも影響し、2022年は金額・数量ともに下落した。また、コロナが明け、茶葉や加工用の粉末茶に対してもより良い品質とおいしさが求められたため、日本産茶の香港への輸入は2023年、2024年と回復している。2024年は、日本産抹茶価格の高騰とニーズの高まりが影響し、金額で前年比25.9%増の6,007万香港ドル、数量では同32.2%増の2,290トンであった。（表2参照）

カフェや日本料理店、卸売業者からのヒアリングによると、特に抹茶は抗酸化作用があり、色彩も香りも良いことから香港では抹茶に一定のニーズがある。特に、日本料理店やこだわりのあるカフェでは、ラテやデザートなどに日本産抹茶を使った商品を積極的に展開している。日本産抹茶や粉末ほうじ茶などの粉末茶を仕入れて香港でアイスクリームや、月餅、洋菓子などのスイーツを製造するメーカーがあり、これらは小売用商品だけではなく、日本料理店やカフェなどのOEM商品を製造している。また、抹茶やほうじ茶のアイスクリームやデザートが、より健康的な食品を求めるミレニアム世代の消費者をはじめ、香港の消費者から支持されているため、中国産抹茶とともに日本産抹茶および粉末茶の需要は依然存在している。

表2：香港における茶葉（全体）の輸入推移

（単位：トン、1,000香港ドル）

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	11,301	1,417,399	12,388	1,651,436	12,312	1,446,376	9,573	1,145,727	5,662	426,875	-40.9%	-62.7%	42.2%	52.7%
スリランカ	3,481	108,847	4,596	151,651	3,692	134,754	3,632	149,043	3,442	156,525	-5.2%	5.0%	25.7%	19.3%
<b>日本</b>	<b>1,275</b>	<b>43,434</b>	<b>1,639</b>	<b>60,879</b>	<b>1,323</b>	<b>43,947</b>	<b>1,732</b>	<b>47,730</b>	<b>2,290</b>	<b>60,072</b>	<b>32.2%</b>	<b>25.9%</b>	<b>17.1%</b>	<b>7.4%</b>
台湾	596	50,335	694	71,166	581	66,914	513	59,594	489	52,805	-4.5%	-11.4%	3.6%	6.5%
シンガポール	98	15,782	92	13,046	115	16,909	115	18,249	145	23,585	25.8%	29.2%	1.1%	2.9%
ポーランド	41	16,407	130	25,886	59	25,038	25	11,810	45	20,288	78.3%	71.8%	0.3%	2.5%
アラブ 首長国連邦	112	5,159	114	4,418	85	3,934	101	9,086	142	16,525	41.7%	81.9%	1.1%	2.0%
イギリス	115	14,519	121	16,328	121	18,126	95	11,913	98	13,984	2.8%	17.4%	0.7%	1.7%
ケニア	102	1,837	214	3,485	195	3,466	291	6,002	436	9,106	50.1%	51.7%	3.3%	1.1%
インド	141	3,440	218	6,792	233	7,351	175	4,938	270	8,572	54.2%	73.6%	2.0%	1.1%
<b>全体</b>	<b>17,825</b>	<b>1,720,681</b>	<b>20,827</b>	<b>2,038,168</b>	<b>19,143</b>	<b>1,795,321</b>	<b>16,600</b>	<b>1,487,142</b>	<b>13,418</b>	<b>809,554</b>	<b>-19.2%</b>	<b>-45.6%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>

0902 - TEA, WHETHER OR NOT FLAVOURED

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」  
(2025年10月現在)

### <①紅茶の輸入状況>

紅茶は「Black Tea」あるいは「English Tea」と呼ばれているが、以下の表（表3）の中には完全に発酵した茶葉（以下、「発酵茶」という。）も含まれている。そのため、このカテゴリーの表の上位2カ国は中国本土およびスリランカであり、これらの輸入額のシェアは2024年の場合、79.7%、数量は78.8%を占めている。

紅茶を含むBlack Tea全体の近年の輸入状況を見ると、コロナ禍の2021年をピークに、2022年以降は年々減少している。2024年は、金額では前年比28.6%減の4億6,417万香港ドル、数量では同7.0%減の8,628トンに減少した（表3参照）。

一方、日本からは渋みが少なく茶葉そのものの甘みがある和紅茶等が、日本産紅茶として香港に輸入されている。2024年の場合、金額で全体の1.1%、数量で同3.6%を日本産紅茶が占めている。なお、日本産紅茶は2020年をピークに年々減少傾向であり、2024年は、金額で前年比20.0%減の525万香港ドルであったが、数量については同93.1%増の308トンとなった。

表3：香港における紅茶を含むBlack Teaの輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	5,342	534,930	6,836	607,469	5,037	496,851	4,348	422,786	3,393	218,788	-22.0%	-48.3%	39.3%	47.1%
スリランカ	3,479	108,439	4,583	150,535	3,686	134,015	3,603	146,296	3,404	151,358	-5.5%	3.5%	39.5%	32.6%
アラブ 首長国連邦	112	5,159	114	4,418	85	3,934	101	9,086	142	16,211	40.8%	78.4%	1.6%	3.5%
シンガポール	70	7,192	85	12,061	94	14,077	71	12,668	74	13,520	4.2%	6.7%	0.9%	2.9%
台湾	173	13,688	182	15,517	146	14,464	135	13,209	150	12,872	11.4%	-2.6%	1.7%	2.8%
イギタ	101	11,674	113	14,518	114	16,646	87	10,384	81	10,504	-6.5%	1.2%	0.9%	2.3%
ケニア	102	1,822	214	3,485	195	3,466	291	6,002	436	9,106	50.1%	51.7%	5.1%	2.0%
インド	141	3,438	218	6,792	233	7,351	173	4,810	270	8,571	55.6%	78.2%	3.1%	1.8%
日本	306	9,974	185	6,806	144	6,008	160	6,568	308	5,252	93.1%	-20.0%	3.6%	1.1%
マカオ	204	7,983	206	8,735	191	8,368	123	5,904	79	2,747	-35.6%	-53.5%	0.9%	0.6%
全体	10,272	731,026	12,947	846,811	10,123	717,932	9,273	650,130	8,628	464,165	-7.0%	-28.6%	100.0%	100.0%

09023090 - OTHER BLACK TEA (FERMENTED) AND PARTLY FERMENTED TEA, IN IMMEDIATE PACKINGS OF A CONTENT NOT EXCEEDING 3 KG  
09024090 - OTHER BLACK TEA (FERMENTED) AND OTHER PARTLY FERMENTED TEA

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」  
(2025年10月現在)

### <②緑茶の輸入状況>

香港で流通している緑茶の中で最も多いのが中国産である。緑茶に占める中国産の輸入額のシェアは2024年の場合、45.7%、数量は49.7%を占めている。前述のように「龍井茶」や「碧螺春」をはじめ、「六安」、「信陽毛尖」、「黄山毛峰」と様々な種類の中国緑茶が輸入され当地で流通している。ちなみに中国緑茶の製法は、茶葉を炒ることで発酵を止め製茶にしているが、日本の緑茶は、茶葉を蒸して製茶しており、製法が異なる。そのため、その淹れ方も味わいも日本緑茶とは異なる。近年は日本産緑茶も香港で普及し、

緑茶の輸入に関しては中国産と日本産が上位2位であり、この2カ国の輸入額のシェアは2024年の場合、66.5%、数量は81.0%を占めている。

近年の緑茶の全体の輸入状況を見ると、金額ではコロナ禍の2021年をピークに、2022年以降輸入額は年々減少している。2024年は、金額では前年比55.0%減の2億222万香港ドル、数量では同46.1%減の2,404トンと大きく減少した（表4参照）。

一方、日本産緑茶に関しては、日本食の普及とともに当地では広く認知され、日本からは福岡県、鹿児島県、静岡県、京都府など日本各地の茶産地から香港に輸入されている。2024年の場合、金額で全体の20.8%、数量で同31.3%を日本産緑茶が占め第2位である。日本産緑茶は2021年をピークに2022年、2023年は金額・数量ともに減少したが、2024年は、金額で前年比42.3%増の4,198万香港ドル、数量では同6.8%増の752トンであった。

表4：香港における緑茶の輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	4,549	465,150	4,052	655,749	5,234	517,983	3,296	360,853	1,194	92,356	-63.8%	-74.4%	49.7%	45.7%
日本	767	30,219	1,244	48,715	876	33,458	704	29,500	752	41,981	6.8%	42.3%	31.3%	20.8%
台湾	391	31,912	452	39,534	389	38,969	330	34,054	276	28,886	-16.4%	-15.2%	11.5%	14.3%
ポーランド	3.1	1,604	123	23,251	59	25,038	25	11,810	45	20,271	77.5%	71.6%	1.9%	10.0%
シンガポール	28	8,590	7.6	985	20	2,832	43	5,498	68	9,089	56.6%	65.3%	2.8%	4.5%
スリランカ	2.0	408	13	1,116	4.2	505	27	2,502	34	4,108	26.5%	64.2%	1.4%	2.0%
イギリス	15	2,845	8.0	1,810	6.3	1,366	8.6	1,529	9.1	2,279	5.5%	49.1%	0.4%	1.1%
マカオ	1.1	111	0.5	46	3.5	429	0.2	20	2.9	564	1187.6%	2720.0%	0.1%	0.3%
アラブ 首長国連邦	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	314	N/A	N/A	0.0%	0.2%
カナダ	5.7	493	2.7	643	7.0	2,345	3.0	655	1.2	308	-59.8%	-53.0%	0.1%	0.2%
全体	5,846.0	545,302.0	6,107.2	780,966.0	6,625.4	626,713.0	4,464.6	448,994.0	2,404.4	202,224.0	-46.1%	-55.0%	100.0%	100.0%

09021000 - GREEN TEA (NOT FERMENTED) IN IMMEDIATE PACKINGS OF A CONTENT NOT EXCEEDING 3 KG  
09022000 - GREEN TEA (NOT FERMENTED), NESOI

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」  
(2025年10月現在)

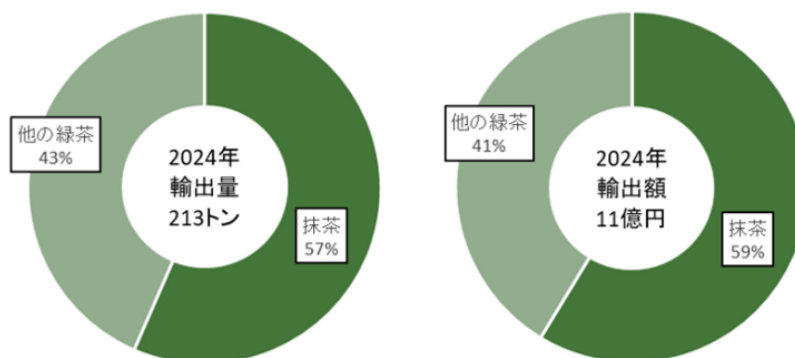
### <③抹茶の輸入状況>

香港で抹茶は、抹茶ラテのような飲料としても、抹茶アイスクリームやプリンなどの洋菓子、焼き菓子としても使用されている。香港では、日本産抹茶が輸入されており、宇治抹茶が一つのブランドとして特に有名だが、八女抹茶（福岡県）や西尾抹茶（愛知県）などのブランドの認知度も高く、マクドナルドやカフェチェーンにも普及している。

近年の日本から香港への抹茶の輸出状況に関しては、全体的に金額・数量ともに緩やかに増加しており、主に家庭用として3キロ以下の小口包装されている抹茶の場合、2024年は、金額で前年比11.3%増の6億3,040万円、数量で同10.2%増の111トンが香港に輸出された。（表5参照）

ただし、近年の日本産抹茶の価格高騰および供給不足の影響があり、日本産から安定供給が可能な中国産に切り替えるレストランチェーンも現れている。

表5：日本から香港への抹茶及びその他の抹茶の輸出推移



(単位：トン、千円)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
抹茶(3キロ以下)	54	251,000	93	497,585	94	545,004	101	566,388	111	630,404	10.2%	11.3%	52.2%	55.5%
抹茶(その他)	4	26,690	4	16,242	4	18,561	7	26,815	9	35,897	40.9%	33.9%	4.3%	3.2%
他の緑茶(3キロ以下)	61	223,248	59	205,508	70	211,471	53	172,363	37	131,133	-30.3%	-23.9%	17.5%	11.5%
他の緑茶(その他)	16	70,001	9	47,945	16	103,934	36	206,804	55	337,964	52.7%	63.4%	26.0%	29.8%
合計	135	570,939	165	767,280	185	878,970	197	972,370	213	1,135,398	8.1%	16.8%	100.0%	100.0%

0902.10-100 抹茶(3キロ以下)、0902.20-100 抹茶(その他)、0902.10-900 他の緑茶(3キロ以下)、0902.20-900 他の緑茶(その他)

出所：財務省「貿易統計」(2025年8月現在)

### ◆3. 茶に関する小売業界の動向◆

香港では、「福茗堂茶莊<sup>8</sup>」や「英記茶莊<sup>9</sup>」といった中国茶を専門に販売する店舗があり、これらの店舗ではいわゆる英国式紅茶や日本茶など中国産以外の茶葉の取り扱いはない。こうした伝統的な販売チャネルが残存している一方で、英国の市場調査会社・ユーロモニターインターナショナル<sup>10</sup>のレポートによると、茶の小売市場において最も重要な販売チャネルはスーパーマーケットであり、中でも PARKnSHOP<sup>11</sup>と Wellcome<sup>12</sup>は重要なチャネルである、と伝えている。

なお、スーパーマーケットや日本茶専門店などの小売業者からのヒアリングによると、日本茶に関しては、「BASAO<sup>13</sup>」や静岡県・マルモ森商店による「CHAGAMA<sup>14</sup>」といったギフトにも対応可能な日本茶専門店が存在し、当地で支持されている。これらの中には小売用通販サイトを持つ企業もあるが、法人向けのギフト業務を行う企業もある。その一

8URL : <https://www.fookmingtong.com>

9URL : <https://www.yingkeetea.com/tc/index.php>

10URL : <https://www.euromonitor.com/jp>

11URL : <https://www.pns.hk/en/>

12URL : <https://www.wellcome.com.hk>

13URL : <https://basaotea.com>

14URL : <https://www.facebook.com/chagamaHK/>

方で、日常遣い用の日本茶は日本産食品を多く販売しているスーパーマーケットで販売されている。

スーパーマーケットや日本茶専門店などの小売業者からのヒアリングによると、香港の人々は、はっきりとした香りや濃い味わいと色味、そしてお茶そのものの旨味や甘味を好み、日本茶にもそれを求める傾向があるという。そのため、煎茶だけではなく、ほうじ茶や玄米茶を好む傾向がある。逆に香りも味わいも薄いお茶は香港では好まれにくい。また、ほうじ茶のように値ごろ感があり、なおかつ香りや旨味のある茶は、以下写真のように、ストレートティーとしてだけでなく、ほうじ茶ラテなどに扱われている。

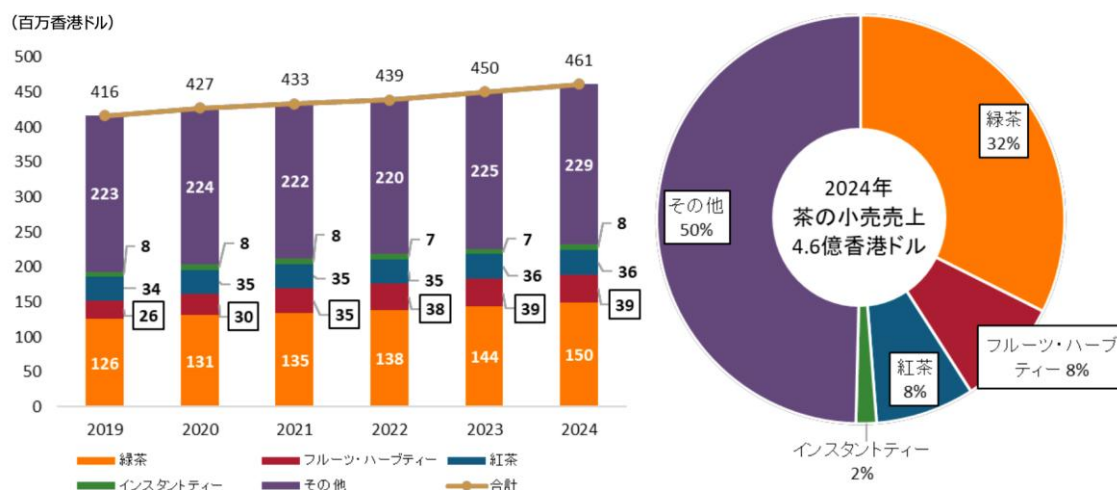


<写真：鎌倉甘味処香港<sup>15</sup>のドリンクメニュー（筆者撮影）>

また、ユーロモニターインターナショナルのレポートでは、深く根差した茶の文化や健康志向を背景に、品質や産地、本格的な茶のうまみを香港の人々は重視する傾向があると伝えている。近年の香港における茶の小売売上規模は2024年には4.6億香港ドルであり、緑茶は中でも代表的な商品であり、その売上高はコンスタントに増加していると伝えている。（表6参照）

<sup>15</sup>URL : <https://www.facebook.com/kamakura.hongkong/>

表6：香港における茶の小売売上高推移



緑茶：未発酵のチャノキの葉で、抹茶や煎茶、緑茶ベースのジャスミンティー・健康茶や抗酸化茶も含まれる。  
 フルーツ・ハーブティー：花・ハーブ・フルーツ・マサラ・スパイスをベースにした茶外茶を指す。  
 紅茶：チャノキの葉を発酵させて緑茶・ウーロン茶・白茶より風味が強い。  
 インスタントティー：お湯を注ぐことで作れる粉末茶のことである。  
 その他：ルイボス茶・白茶・ウーロン茶・プーアル茶などが含まれる。

出所：Euromonitor(2025年8月現在)

売上高の内訳を見ると、中国産緑茶やウーロン茶が安定してニーズを維持しているが、近年の健康志向の高まりを受け、消費者の間では、茶の持つ抗酸化作用やデトックス作用などの健康的な機能に加え、有機茶にも関心が集まっていると伝えている。また、ティーバッグやインスタント、粉末茶といった利便性のある商品の販売が強化されており、特にティーバッグはよりプレミアム化されている、とレポートしている。

また、当レポートでは当地のパッケージが重要だと説いている。たとえば、香港における大企業向けの茶のギフトセットを販売する「More Tea Hong Kong<sup>16</sup>」は、茶葉のパッケージに再利用可能な缶やガラスの容器を使用し、分解可能な素材で包装をしている。また、漂白されていない綿をティーバッグに使用し、環境への配慮を高めている、と伝えている。

#### ◆4. 小売価格◆

香港では、日本産食品を多く取り揃える日系あるいは旧日系スーパーマーケットでは、主にティーバッグタイプ、スティックタイプおよび茶葉の日本茶が流通しており、PARKnSHOP や Wellcome などの地場系スーパーマーケットではティーバッグタイプの日本茶が流通している。

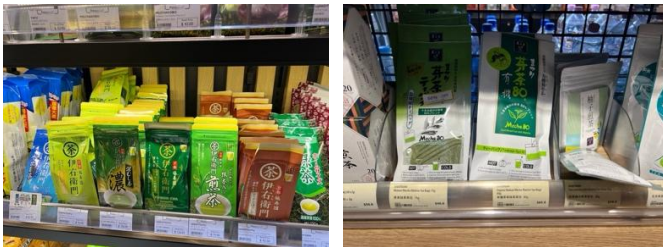
<sup>16</sup>URL : <https://www.moretea.hk/blogs/news/corporate-gifts>



<写真：Wellcome の茶売り場（筆者撮影）>



<写真：PARKnSHOP の茶売り場（筆者撮影）>



<写真：（左）SOGO Hong Kong<sup>17</sup>の茶売り場 / （右）City'Super<sup>18</sup>の茶売り場（筆者撮影）>



<写真：Don Don Donki<sup>19</sup>の茶売り場（筆者撮影）>

ジェトロが2024年11月～2025年2月にかけて現地市場価格調査をしたところ、富裕層向けのスーパーマーケットでは鹿児島県おいた園「鹿児島知覧茶 カテキン粉末茶 50g/袋」が86.0香港ドル（約1,720円）、伊藤久右衛門「宇治煎茶 喜撰山」100g/袋が180.0香港ドル（約3,600円）、丸山海苔店寿月堂「まつり芽茶 80 急須用ティーバッグ」75g/

17URL : <https://www.sogo.com.hk/en>

18URL : <https://online.citysuper.com.hk>

19URL : <https://www.dondondonki.com/hk/>

袋が 40.0 香港ドル（約 800 円）であった。また、アッパーミドル向けのスーパーマーケットでは、宇治の露「玄米茶・煎茶各種」40g/袋が 29.9 香港ドル（約 598 円）、OSK 玄米茶・煎茶各種 20bags 入/袋が 38.9 香港ドル（約 778 円）であった。

表 7 香港における日本茶の小売販売価格（2024/2025 年）

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (現地通貨)	原産国・産地	販売店の種別	販売店のターゲット
宇治の露 玄米茶・煎茶各種	40g/袋	29.90	日本（京都府）	現地系	アッパーミドル
寿老園 抹茶入り掛川緑茶	100g	36.90	日本	日系	アッパーミドル
OSK 玄米茶・煎茶各種	20bags/袋	38.90	日本（高知県）	現地系	アッパーミドル
Ace 日本緑茶Tea bag	20個	39.50	日本	現地系	アッパーミドル
丸山海苔店 寿月堂 まつり芽茶80 急須用ティーバッグ	75g/袋	40.00	日本	現地系	富裕層
天仁茗茶 グリーンティーパウダー	120g/袋	47.00	日本	現地系	アッパーミドル
星野製茶園 抹茶入玄米茶	35g/袋	52.00	日本	現地系	富裕層
丸山海苔店 寿月堂 抹茶入り柚子煎茶 ティーバッグ	20g/袋	58.00	日本	現地系	富裕層
京都福寿園 伊右衛門 インスタント緑茶	30bags/袋	78.00	日本	現地系	富裕層
おりた園 鹿児島知覧茶 カテキン粉末茶	50g/袋	86.00	日本	現地系	富裕層
伊藤久右衛門 宇治煎茶 喜撰山	100g/袋	180.00	日本	現地系	富裕層
伊藤久右衛門 宇治玉露かりがね 宿り木	100g/袋	180.00	日本	現地系	富裕層

<2025 年 3 月ジェトロ香港調べ>

また、香港では、日本茶、中国茶を問わず有機茶が流通している。ジェトロが 2024 年 11 月～2025 年 2 月にかけて有機緑茶に関して現地市場価格調査をしたところ、富裕層向けのスーパーマーケットでは鹿児島県おりた園「鹿児島知覧茶有機緑茶」100g/袋が 130.0 香港ドル（約 2,600 円）、駿河園「有機栽培粉末緑茶」100g/袋が 70.0 香港ドル（約 1,400 円）、ほった園「京・宇治茶 有機緑茶 煎茶」および「有機緑茶 抹茶入り茎茶」100g/袋が各 65.0 香港ドル（約 1,300 円）であった。また、アッパーミドル向けのスーパーマーケットでも有機緑茶は流通しており、日本産有機緑茶に関しては「有機抹茶入玄米茶」150g/袋が 43.9 香港ドル（約 878 円）で販売されている。

表 8 香港における有機緑茶の小売販売価格（2024/2025 年）

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (現地通貨)	原産国・産地	販売店の種別	販売店のターゲット
貴茶 プレミアム有機緑茶 エメラルド	30g/袋	38.50	中国	現地系	アッパーミドル
有機抹茶入玄米茶	150g	43.90	日本	日系	アッパーミドル
丸山海苔店 寿月堂 有機栽培茶 まつり芽茶80 ティーバッグ	12bags/袋	65.00	日本	現地系	富裕層
ほった園 京・宇治茶 有機緑茶 抹茶入り茎茶	100g/袋	65.00	日本	現地系	富裕層
ほった園 京・宇治茶 有機緑茶 煎茶	100g/袋	65.00	日本	現地系	富裕層
駿河園 有機栽培粉末緑茶	100g/袋	70.00	日本	現地系	富裕層
おりた園 鹿児島知覧茶 有機緑茶	100g/袋	130.00	日本	現地系	富裕層

<2025 年 3 月ジェトロ香港調べ>

## ◆5. 流通経路◆

香港では小売向けに販売する茶は、量り売りの場合は栄養成分表示が不要であり、また、包装済み製品であったとしても年間3万ユニット以下の販売量の商品が対象となる少量免除申請された商品には栄養成分表示が不要となる。しかしそれら以外は全て、小売店などで流通する前に栄養成分表示をしなければならないルールがある。

正しい栄養成分は日本茶メーカーからの情報があるてはじめて表示が可能となるため、香港の食品輸入業兼卸売業者の中には、その情報を日本茶メーカーから直接得る場合がある。そのため、日本茶の流通経路は、日本茶メーカーから直接、あるいは日本茶メーカーと取引のある日本国内の卸売業者を通じて、香港の食品輸入業兼卸売業者が輸入する場合が主流である。前者の場合、輸入業者が代理店あるいは総代理店となって輸入する場合も少なくない。

ただし、香港の食品小売業者の中には、中間マージンを省き低コストで仕入れることを望む者もあるので、香港の食品輸入業兼卸売業者を経由せず、日本国内の卸売業者から直接購入して自社直営店でのみ販売する企業もある。

## ◆6. ルール・規制◆

### <A 輸入規制>

#### 1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

日本茶について日本から輸入が禁止されている品目はない。また、日本茶に関する特別な放射性物質規制もない。

ただし、食品添加物規制については留意が必要である。また、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行された。詳細は、<B 食品関連の規制>の「3. 重金属および有害物質」を参照。

#### 2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

日本から茶を輸出するにあたって、特別な許可などは必要ない。

#### 3. 動植物検疫の有無

なし

### <B 食品関連の規制>

#### 1. 食品規格

茶に関する特別な食品規格はない。

## 2.残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用している。「食品中の残留農薬規則」(Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation) Schedule 1 に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値あるいは外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されている。また、Schedule 2 には規制対象外の農薬が挙げられている。

[\(\[Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \\(elegislation.gov.hk\\)\]\(http://elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk) ([ジェットロ仮訳](#))

## 3.重金属および有害物質

### 【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」(Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulations 2018) では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要がある。

[\(\[s220182223113 \\(gld.gov.hk\\)\]\(http://gld.gov.hk\)\)](http://gld.gov.hk) ([ジェットロ仮訳](#))

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」の付表第2部(Part 2 Maximum Level of Metal in Food) にリスト化されている。

[\(\[Metal guidelines-eng.pdf \\(cfs.gov.hk\\)\]\(http://cfs.gov.hk\)\)](http://cfs.gov.hk) ([ジェットロ仮訳](#))

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となる。また、改正規則3(4)に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合には、「(当該)複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量に、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量比を乗じた値の合算」となる。加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値である、または有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されている。

### 【有害物質】

有害物質に関しては「食品有害物質規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations) の Schedule 1 に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同 Schedule 2 に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などが禁止されている。

[\(\[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \\(elegislation.gov.hk\\)\]\(http://elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk) ([ジェットロ仮訳](#))

2021年7月14日に「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment） Regulation 2021）」が可決され、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行された。茶に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては以下を参照。

[s22021252386 \(legco.gov.hk\)](https://legco.gov.hk) [（ジェトロ仮訳）](#)

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行された。具体的には次のとおり；

- ・部分水素添加油脂（PHO）について

PHOを含む油脂の輸入禁止

PHOを含む食品の販売および流通の禁止

- ・水素添加油脂に関する原材料表示について

水素添加油脂（例：完全水素添加油脂）を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油脂」と記載するか、原材料表示の油脂名に「水素添加」と記載が必要である。

[（香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

[（香港：農林水産省 \(maff.gov.jp\)](https://maff.gov.jp)

#### 4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する以下の規則がある。

[（香港における食品添加物の規制状況（2014年3月） | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

着色料に関しては「食品着色料規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）Schedule 1 に挙げられている着色料を使用することが可能である。ベニバナ色素、ベニコウジ色素については使用が認められていないため、輸出食品について使用の有無を確認する必要がある。ビートレッドやクチナシ色素（赤、青、緑、黄）など、天然植物由来色素は認可されている。ほかに使用が認められている着色料については、その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照。

[（ Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\) ）](https://elegislation.gov.hk) [（ジェトロ仮訳）](#)

[（即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)](https://cfs.gov.hk)

甘味料に関しては「食品甘味料規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）Schedule に挙げられている甘味料の使用が可能である。食品に使用できる甘味料は以下のとおりである。

食品に使用できる甘味料

- ・ アセスルファムカリウム
- ・ アリテーム

- ・ アスパルテーム
- ・ アスパルテーム-アセスルファム塩
- ・ サイクラミン酸
- ・ サッカリン
- ・ スクラロース
- ・ ソーマチン
- ・ ネオテーム
- ・ ステビオールグリコシド

なお、ソルビトールは甘味料の定義には含まれないが、食品安全センターの「よくある質問：食品添加物・汚染物質」によると、適正製造規範（GMP）基準での使用が認められている。（[Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://www.elegislation.gov.hk/cap132u)）（[ジェトロ仮訳](#)）（[食品安全センター「よくある質問：食品添加物・汚染物質」](#)）

食品保存料に関しては「食物中の保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）の Schedule 1, No.6 に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することが可能である。

（[Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](https://www.elegislation.gov.hk/cap132bd)）（[ジェトロ仮訳](#)）

上記以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていない。しかし、「公衆衛生および市政条例」第 V 部に従い、食品販売者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければならない。

また、キャリアオーバー\*については明確な定めがない。

\*原材料に含まれる食品添加物が、最終製品には微量しか残存せず、その効果を発揮しないため、食品表示法に基づく表示が免除されるものを指す。

## 5.食品包装（食品容器の品質または基準）

食品容器の規制に関しては、2024年4月22日（月）から使い捨てプラスチックの使用が段階的に禁止となった。環境保護の観点から、以下のように業務用の使い捨てプラスチック製食器類やストロー等、プラスチック製品の使用が禁止された。製品によって、販売禁止、無料提供禁止、製造禁止の違いがある。

参照：

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/04/c812cf11fa039bba.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/7ff7dc9653c6f561.html>

<https://www.greentableware.hk/en-us/home/index>

また、食品容器資材の業界関係者からのヒアリングによると、小売向けのアルミ缶やプラスチック容器に係るルールは現状明記されていない。小売向けには発泡素材の容器が使用されない傾向にあるものの、現状、発泡素材の容器に関してルールが明記されているのではなく、食品容器を取り扱う卸売業者が発泡素材の容器を取り扱っていないため使用が不可

能、またはスーパーマーケットなどの小売店が発泡素材の容器を自主的に取り扱いしないとのことである。

## 6. ラベル表示

「食品および薬品(成分組成および表示)規則」〔Cap.132W Food And Drugs (Composition And Labelling) Regulations〕により規制され、以下の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められている。

[Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://www.elegislation.gov.hk)

([ジェットロ仮訳](#))

- (1)食品名
- (2)原材料リスト (原材料、アレルギー性物質、添加物を含む)
- (3)賞味期限または消費期限
- (4)保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- (5)製造業者または包装業者の名前と住所
- (6)数量、重量または容量
- (7)栄養成分

表示またはラベル貼付規制の免除は、表示規則の schedule4 「schedule3 の規定を免除される項目」で確認が必要である。また、バイオテクノロジー原料を含む食品(GM 食品など)の表示は現在任意で行われている。

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者(ディストリビューター)の情報記載をすることも可能である。詳しい手続きについては、関連リンク「加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に」などを参照。

[加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 —ジェットロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

さらに 2023 年 12 月 1 日からは、水素添加油脂(例:完全水素添加油脂)を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油脂」と記載するか、原材料表示の油脂名に「水素添加」と記載が必要である。

[\(香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 —ジェットロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)\)](#)

([香港:農林水産省 \(maff.gov.hk\)](https://maff.gov.hk))

- (1)食品名
- (2)原材料リスト (原材料、アレルギー性物質、添加物を含む)
  - ・原材料:重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要

・アレルギー性物質：グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩

・添加物：コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

(3)賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある

例: Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳: 2016年10月1日（中国語）

(4)保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5)製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除される。

a.次の（i）～（iii）の情報が印字またはラベル表記されている場合

i 原産国

ii 香港における販売業者や商標所有者の名称

iii 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

b.香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

c.次の（i）および（ii）を満たす場合

i 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている

ii コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

d.食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

(6)数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある。

味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」（Cap. 68）または「メートル法条例」（Cap. 214）の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする（ただし、許容誤差については規定なし）。

[\(Cap. 68 Weights and Measures Ordinance \(elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk)

[\(Cap. 214 Metrication Ordinance \(elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk)

## (7)栄養成分表示

(必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表 6 を参照)

※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要（付表 6-10）。

( [Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#) ) ( [ジェトロ仮訳](#) )

## <C 輸入手続き>

### 1.輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

香港では、清涼飲料水を輸入・販売するためには、食品輸入業者および卸売業者に対して香港食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられている。登録する際に、事業登録証明書（Business Registration）、身分証明書とその他の書類〔会社設立証明書（Certificate of Incorporation）など〕のコピー、および食品輸入業者・卸売業者登録申請書（Application for Registration as Food Importer / Food Distributor）を提出する必要がある。

### 2.輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付し、輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければならない。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第 109 条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられている。

( [Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](#) )

通関に伴う提出書類は次のとおり；

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャン B/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知

香港では、「公衆衛生および市政条例第 132 章第 59 条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しているため、輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われる。サンプル検査に関しては、以下関連リンクの食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照。

( [Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\)](#) )

( [Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](#) )

<D 輸入関税等>

- (1) 関税 なし
- (2) その他の税 なし

参照◆日本茶を扱う主なプレーヤー◆

<小売店>

**759 阿信屋**

所在地：香港九龍觀塘巧明街 110 號興運工業大廈 2 字樓

Tel : 852-3960-9300

E-mail : fb@ceccoils.com

URL : <https://759store.com>

**AEON Style**

所在地：Units 07-11, 26/F, CDW Building, 388 Castle Peak Road, Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong

Tel: 852-2565-3600

URL: <http://www.aeonstores.com.hk/>

**APITA (Unicorn Stores )**

所在地：Cityplaza 2, 18 Taikoo Shing Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: 852- 2885-0331

URL: [https://apitauny.com.hk/?lang=ja\\_\\_](https://apitauny.com.hk/?lang=ja__)

**Basao Tea**

URL: <https://basaotea.com>

<https://www.instagram.com/basaotea/>

**CHAGAMA**

所在地：B2 Sogo Causeway Bay, 555 Hennessy Road, Causeway Bay, Hong Kong

Tel: 852-

URL:

Facebook: <https://www.facebook.com/chagamaHK/>

### **City' Super**

所在地：香港九龍觀塘巧明街 110 號興運工業大廈 2 字樓

Tel: 852-3960-9300

URL: <https://online.citysuper.com.hk>

Facebook: [fb@ceccoils.com](https://www.facebook.com/fb@ceccoils.com)

### **Don Don Donki (PPIH)**

所在地：21/F, Mira Place Tower A, 132 Nathan Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel: 852-3904-1481

URL: <https://www.dondondonki.com/hk/>

### **HKTVMall**

E-mail : [pr@hktv.com.hk](mailto:pr@hktv.com.hk)

Tel : 852-3145-6888

URL : <https://www.hktvmall.com/hktv/zh/supermarket>

### **マツモトキヨシ香港**

店舖情報： <https://www.matsukiyo.hk/ec99/rwd1509/shopinfo.asp>

URL : <https://www.matsukiyo.hk>

### **SOGO HONG KONG**

所在地：555 Hennessy Road, Causeway Bay, Hong Kong

Tel: 852-2833-8338

URL: <http://www.sogo.com.hk/>

### **PARKn SHOP**

Tel: 852-2690-0948

E-mail: [parknshop.info@asw.com.hk](mailto:parknshop.info@asw.com.hk)

URL: <https://www.pns.hk/zh-hk/>

### **Wellcome**

所在地：11/F Devon House, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: 852-2299-1888

URL: <https://www.wellcome.com.hk>

## **YATA**

所在地：Unit No. 901-910, 9/F., Tower 1 Grand Central Plaza, No.138 Shatin Rural committee Road, Shatin, NT, Hong Kong

Tel: 852-2634-2070

URL: <http://www.yata.hk>

## **<食品輸入商社>**

### **味珍味**

所在地：Flat B, 12/F, China Merchants Logistics Centre, 38 Tsing Yi Hong Wan Road, Tsing Yi, Hong Kong

Tel : 852-2495-1261

URL : [https://www.aji-no-chinmi.com.hk/zh\\_hk](https://www.aji-no-chinmi.com.hk/zh_hk)

### **Go Go Foods Co. Ltd.**

所在地：Unit 1214, 12/F, Chai Wan Industrial City, No. 60 Wing Tai Road, Chai Wan, Hong Kong

Tel: 852- 2515-3300

URL: <http://www.gogofoods.com.hk>

### **北海道マルシェ香港**

所在地：香港葵涌和宜合道 63 號, 麗晶中心 A 座, 23 樓 11-19 室

Tel : 852-2428-3101

URL : <https://www.milktop.com.hk/index.php?route=common/home>

### **近藤貿易有限公司**

所在地：香港九龍觀塘 敬業街 41 號 四洲集團中心 31 樓

Tel : 852-2219-5200

URL : <https://www.newkondo.com.hk/index.php>

### **京都日本食品有限公司**

所在地：香港新界 葵涌 打磚坪街 49-53 號, 華基工業大廈 1 期 4 樓 A 室

Tel : 852-3844-0000

URL : <https://www.kyoto-food.com>

### **力生控股集團**

所在地：香港新界荃灣沙咀道 26-38 號 匯力工業中心 11 樓 02,06,07,10 室及 17 樓 16 室

Tel: 852-2690-9800

URL: <http://nicsang.com>

### **新大和有限公司**

所在地：Room 401,Riley House, No.88 Lei Muk Road, Kwai Chung, NT, Hong Kong

Tel : 852-2647-1138

URL : <https://shintaiho.hk/chi/products.asp?itemcat=hokuren>

### **新華日本食品**

所在地：Sun Wah Centre, 215-239 Wu Shan Road, Tuen Mun, NT, Hong Kong

Tel : 852-2404 3988

URL : <http://www.swjf.hk/>

### **大發行食品公司**

所在地：香港鴨利洲利興街 10 號港灣工貿中心 1008 室

Tel : 852-2540-6877

URL : <http://tfhco.com.hk>

### **宏峰食品有限公司**

所在地：香港柴灣新業街 6 號安力工業中心 11 樓 1104 室

Tel: 852-3525-1155

URL: <http://www.winfulfood.com/chi/default.asp>

<https://www.facebook.com/winfulfood/>

### **Wismettac Nippon Foods Co., Ltd.**

所在地：香港柴灣新業街 6 號安力工業中心 13 樓 1304 室

Tel : 852-2898-8126

E-mail : [info@npf.com.hk](mailto:info@npf.com.hk)

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

TEL：852-2526-4067